



Title	戦後西ドイツにおけるカルテル規制の変遷（3）
Author(s)	和田, 健夫; WADA, Tateo
Citation	北大法学論集, 32(2), 1-36
Issue Date	1981-12-19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16366
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(2)_p1-36.pdf



戦後西ドイツにおけるカルテル規制の変遷 (三)

和田健夫

目次

- 序——考察の対象と視点
- 第一章 競争制限禁止法の当初の構想(三一巻二号)
- 第二章 社会的市場経済のもとでのカルテル禁止政策の展開(三二巻一号)
- 第三章 競争政策の転換——カルテル禁止政策の新たな動き
- 序 説
 - 第一節 経済安定成長促進法
 - 一 成立に至るまでの経過
 - 二 内容の検討
 - 三 まとめ
- 第二節 競争政策の新しい指導像
 - 一 新しい指導像

二 第二回法改正

三 カンツェンバッハ・ホップマン論争

四 まとめ(以上本号)

第三節 後期におけるカルテル禁止実務の検討

第四章 協調的行動の禁止

むすび

第三章 競争政策の転換——カルテル禁止政策の新たな動き

序 説

順風満帆かみえた社会的市場経済は一〇年を経過するころから多くの試練に直面しはじめるようになる。輸出や投資の拡大により飛躍的に発展してきた西ドイツ経済も、一九五八年には経済成長率が急激に低下し、はじめての本格的な循環的不況を体験した。このことは、西ドイツ経済が戦後の復興を一応成し遂げて、他の資本主義諸国と同じ状況に突入したことを意味するものであった。つまりこれ以後の西ドイツは、過剰生産、インフレ問題、物価上昇といった資本主義本来の問題と取り組まざるを得ない段階に達したのである。⁽¹⁾

これらの原因としては次のような事実が挙げられている。⁽²⁾

(i) いわゆる輸入されたインフレーション。一九五二年以来の貿易収支の黒字累積のもとでのマルクの自由交換性、貿易自由化の進展は国内の流動性を高め、その結果、五〇年代の末には深刻な通貨安定問題が引き起こされた。

(ii) 労働力の減少。一九六一年のベルリン封鎖によって、それまでの西ドイツの良質な労働力の源泉であった東ドイツからの人口の移入が停止した。それに代わる外国人労働者は労働力の需給を改善することができず、労働力供給の増加率は逐年低下した。またこのことが経済成長率の鈍化の原因となった。

(iii) 公共財政の放漫化。西ドイツでは、占領軍の政策により強固な連邦制が採用され、地方財政は連邦政府のコントロールの及ばない高度の独立性を有していた。その結果、連邦銀行の引き締めにも拘らず、財政の放漫化を防ぐことはできず重大な経済問題を引き起こした。

このような諸問題が表面化するにつれて、それまでほとんど疑いを差しはさまれなかった社会的市場経済の政策原理は修正を迫られるようになる。つまり、それまでの市場経済を機能させるための秩序的枠組の提供を中心とする政策のみではこれらの問題を解決するには不十分であることが認識されはじめ、加えて国家の手による広範なかつ一貫性をともなった景気対策を求める傾向が次第に支配的になってゆくのである。

連邦政府もかかる状況を放置できず、体系的な景気政策・成長政策を可能にするための法律の制定に着手する。その具体的成果が一九六七年六月八日の「経済安定成長促進法 (Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft)」であった。この法律の誕生は、社会的市場経済の政策原理に転換をもたらす出来事であった。

マクロ経済的な立場からの景気政策・成長政策の台頭は競争政策にも影響を与えずにはおかなかった。経済安定成長促進法の制定された翌年の一九六八年一月二九日に連邦経済省により公表された「競争政策の指導像に関する検討の結果」と題する覚え書きは、競争政策を、新自由主義の唱えたような秩序政策としてではなく、一定の経済的成果(技術的進歩・経済成長)を達成するための政策として位置づけようとする新たな方向を示唆していた。そしてさらにこの覚え書きで示された方向のもとで競争制限禁止法の改正作業が進められ、一九七三年の第二回改正として結実する。

説 以上略述したような状況下で一九六七年以降カルテル禁止実務がどのような展開をみせたのかを検討することが本章の課題である。以下の叙述では、まず、「経済安定成長促進法」(第一節)、「競争政策の新しい指導像」(第二節)について説明した後、課題に入ることにする(第三節、次稿)。

(1) 出水宏一『戦後ドイツ経済史』(昭五三)一五四頁。

(2) この部分の叙述は、野尻武敏「西独経済政策の新展開」国民経済雑誌一一九卷二号七〇頁(とくに七一頁)、日本銀行調査局「西ドイツ経済の成長鈍化とその背景——社会的市場経済原理の新展開」調査月報(日銀)一八卷一二号四八頁以下、林大造「一九六〇年代の西独経済」ファイナンス Vol. 5, No. 9 二頁以下を参考にした。

第一節 経済安定成長促進法

まず経済安定成長促進法について、制定経過を簡単に述べ、その内容を検討した後、同法の意義を明らかにする。

一 成立に至るまでの経過⁽¹⁾

競争制限禁止法が制定される直前の一九五六年にすでに連邦経済省、連邦大蔵省の顧問経済学者により、市場メカニズムの機能の限界が指摘され、その機能を有効ならしめるための景気政策の導入の必要性が説かれていた。しかしエアハルトの指導する社会的市場経済は、もともと景気政策のようないわゆる経過政策には消極的であったうえに、西ドイツ経済が復興段階にあり、しかも問題が生じても中央銀行による通貨政策によりこれを切り抜けることができた間は、このような指摘はとくに顧みられることもなかった。⁽²⁾

しかし冒頭でも述べたように、経済が成熟段階に達し景気の過熱や不況が深刻になるにつれて、それまでの場あたるな経過政策では不十分であることが認識され、積極的な景気対策が求められるようになる。ただ具体的な政策としても、従来財政や金融等に関する諸政策の間に整合性が欠け、加えて連邦と州の独立した財政運営を保障する基本法一〇九条が円滑な政策運営を妨げているといった状況であった。そこで、これらの障害を取り除き整合的な景気政策を可能にする法的措置が必要とされていた。

一九六三年、すでに経済大臣を辞して首相になっていたエアハルトは、重い腰をあげ、景気対策の手段体系の整備に乗り出した。そして翌年には、連邦経済大臣および連邦大蔵大臣に整合的な景気対策のための法律の制定の準備作業が委託された。その後各部内で具体的な作業が開始されたが、これは一九六六年二月財政改革委員会が提出した「ドイツ連邦共和国における財政改革に関する答申 (Gutachten über die Finanzreform in Bundesrepublik Deutschland)」によって決定的な進展をみた。連邦政府はほぼこの答申に従って同年六月に、「経済安定促進のための法律 (Gesetz zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität)」を連邦議会に提出した。

連邦議会における審議は同年九月から開始されたが、草案はそのままの形では通過せず、次に述べるような経済的・政治的原因にもとづくいくつかの追加・修正が加えられた⁴⁾。

草案が連邦議会に上程された当時は景気の過熱をいかに押えるかということが経済問題となっていたため、草案に規定されていた諸手段は景気抑制的な色彩の強いものが多かった。しかしその後一九六六年下期の深刻な不況の到来は、単なる景気抑制的な内容を越えた、より多様な手段を草案に盛り込ませる契機となった。まず当初は予定されていたなかった所得税・法人税を景気調整のために弾力的に運用する可能性が与えられた。次に、もっぱら抑制的な効果を狙って提案されていた「信用枠の規制 (Kreditplafondierung)」という手段の代わりに、「景気調整準備金 (Konjunktur-

説 Gleichrichtung)」制度が導入された。

論

政府草案に法律の性格の変化をもたらしたもう一つの契機は、やはり審議中に起った政権交代とそれにとまなうSPD(ドイツ社会民主党)の政権参加である。五〇年代の国民的英雄エアハルトも経済の変動期には十分手腕を発揮しえず、政権担当後わずか三年で退陣を余儀なくされた。エアハルトから政権を受け継いだキージンガー(Kiesinger, Kurt)も組閣に苦しみ、結局一九六六年一二月、SPDとのいわゆる「大連合」を成立させることによって危機を切り抜けた。そして大連合の結果として、SPDから外務大臣にブランドト(Brandt, Willy)、経済大臣にシラー(Schiller, Karl)が就任した。

経済大臣のポストにSPDの経済政策の理論家シラーが就いたことは、法案の審議の方向に決定的な影響を与えた。彼の主張する経済政策は「全体的カジ取り政策(Globalsteuerung)」と呼ばれるもので、市場メカニズムの自動調整機能だけでは完全雇用・経済成長・国際収支の均衡といったマクロ経済的な諸関係は十分に調整されないとして、経過政策をも加えた総合的な政策によるGlobalな経済運営を要求する政策体系であった。⁽⁵⁾以後の法案審議にはシラーのこの主張が浸透し、制定されるべき法律は当初のものから性格的变化を遂げることになった。すなわち当初は景気政策のためだけの法律としての性格が強かったが、後に「適切な経済成長」の維持が法の目的に加えられ、成長政策のための手段も取り入れられることになったのである。

このようにして、「経済安定促進法」草案は、景気抑制的な政策のための法から景気拡大的な手段をも含めた総合的な景気調整のための法へ、さらには成長政策の諸手段をも加えて総合的な経済運営のための(いいかえればGlobal-steuerung)のための)法へと性格を変え、名称も「経済安定促進法」から「経済安定成長促進法」に改められて、一九六七年六月八日成立した。⁽⁶⁾

(1) この成立経過に関する部分の叙述はまた「Stern/Münch/Hansmeyer, Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft, 2 neubearbeitete und erweiterte Auflage, Stuttgart, Berlin, Köln, Mainz, 1967 (以下『Kommentar』), S. 31-33; 立法資料 (Schriftlicher Bericht des Ausschusses für Wirtschaft und Mittelstandslagen über den von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Gesetzes zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität, zu BTD-Drucksache V/1678) : 野尻武敏・前掲論文 (序説註(2))」; 内山隆夫『経済安定成長促進法』の経済政策体系」同志社大学経済学叢書二二巻六号七七頁、竹内昭夫他『現代の経済構造と法』(昭五〇)Ⅳ、財政(手島孝)第四章第一節「西ドイツの経済安定成長促進法」を参考にした。

(2) 社会的市場経済のもとでも経過政策が全く顧みられなかったわけではない。通貨改革以後はとくに「通貨価値の安定」に意を注ぎ中央銀行による通貨政策が重視されてきた(日銀調査局・前掲論文(序説註(2))六一頁)。

(3) 手島『前掲書』(註(1))六四七頁。

(4) この部分については「Stern/Münch/Hansmeyer, Kommentar, S.34を参考にした。

(5) Schiller, Karl, Wirtschaftspolitik, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 12, S.210 (214/15, 219ff.).

(6) 「経済安定成長促進法」の制定と同時に基本法一〇九条も改正された。参考までに挙げると、従来「連邦および各州は財政に関し独立しており、相互に依存しない」という規定のみにとどまっていたのに対し、改正によって以下のような第2〜4項が追加された。

〔2〕連邦および各州は、財政に関し、全体経済的均衡の諸要請を顧慮しなければならない。

〔3〕連邦参議院の同意を要する連邦法律により、景気適合的財政および多年度財政計画についての諸原則を定めることができる。

〔4〕全体経済的均衡の擾乱の防止のため、連邦参議院の同意を要する連邦法律によって、以下の事項に関する規則を制定することができる。

1 地域団体および目的団体による起債の最高限度額、条件および時間的順序

2 連邦および各州の、ドイツ連邦銀行に無利子の預金を保持する義務(景気調整準備金) 法規命令発令の授権は、連邦政府にのみ与えることができる。法規命令は連邦参議院の同意を必要とする。法規命令は、連邦議会が要求する場合に限り

廃止することができるものとし、詳細は連邦法律が定める。」(訳文は、手島『前掲書』六五六頁による)

二 内容の検討

次にこの法律の内容を簡単に検討してみよう。⁽¹⁾

同法はまず第一条で目的を次のように宣言している。

「連邦および各州は、その経済政策的、財政政策的措置を行なうにあたって、全体経済的な均衡の要請を顧慮しなければならない。かかる措置は市場経済的秩序の枠内で、同時に、安定的かつ適度な経済成長のもとでの価格水準の安定、高い雇用水準および対外経済的均衡に寄与するように行なわなければならない。」

第一文の「全体経済的な均衡の要請」とは、次の第二文に列挙されている「価格水準の安定」、「高い雇用水準」、「対外経済的均衡」および「安定的かつ適度な経済成長」の四つを意味するとされている。そしてこれらは同列に置かれている。このように連邦や各州が経済運営にあたってこの四つの目的を顧慮することを義務づけ、第二条以下でそのための様々な手段を提供しているところに同法の *Globalsteuerung* の法としての性格をみとめることができる。⁽²⁾ しかも、それらの手段による措置は「市場経済秩序の枠内」で行なわなければならないとされている。このことは同法が直接規制的・介入的な方法を避け、あくまで市場メカニズムの維持をたてまえとして示していることを示している。⁽³⁾

具体的な手段についてみると、まず経済政策に整合性をもたせ、さらに連邦、州および地域団体 (*Gebietskörperschaft*) 間での経済政策に統一性を確保するための制度として次のようなものが挙げられる(同法的手段は財政政策のためのそれが中心となっている)。

(i) 経済および財政政策についての「年次経済報告書 (Jahreswirtschaftsbericht)」の提出 (第二条)。これには、(1)「全体経済の発展の鑑定のための専門家委員会」(一九六三年設置)の年次勧告 (Jahresgutachten) に対する連邦政府の見解、(2)当該年度に連邦政府が追求する経済政策上および財政政策上の諸目標、(3)当該年度に計画されている経済政策および財政政策、が明示されていなければならない。このように、この報告書は将来の政策や経済状況に関する情報を提供する役割を果たし、それによって各政策主体間に整合性のある政策が展開されることを期待するものである。⁽⁴⁾

(ii) 財政援助の実態を明示した「補助金報告 (Subventionsbericht)」の提出 (第二二条)。二年ごとに連邦政府により連邦議会と連邦参議院に提出される。

(iii) 国家機関と民間の組織 (労働組合と事業者の団体) との間の協同、すなわち「協調的行動 (Konzertierte Aktion)」のための情報資料の提供 (第三条)。

(iv) 財政の長期的かつ広範な運営を目指した財政五カ年計画の定立 (第九条)。いわゆる多年度財政計画制度の導入である。これは連邦大蔵大臣により策定され、政府の決定をうけた後連邦議会と連邦参議院に提出される。この財政計画策定の基礎とするため、各連邦大臣はその所管の行政領域に関する「多年度投資プログラム (mehrfährige Investitionsprogramme)」を連邦経済大臣に提出しなければならない (第一〇条)。このことによって連邦レベルでの行政諸領域の活動の調整が可能となる。また財政計画の公表によって、連邦、各州および地域諸団体の財政政策上の諸目標および諸方策の整合化が期待されている。⁽⁵⁾

(v) 連邦、各州および地域団体の財政運営を調整するための機関としての「公共体景気対策委員会 (Konjunkturrat für die öffentliche Hand)」の設置 (第一八条)。同委員会は連邦経済大臣 (委員長)、連邦大蔵大臣、各州からの一名

説
論
の代表者、市町村および市町村組合から四名の代表者により構成される。同委員会は定期的に開催され、(1)本法の目的(第一条)の達成に必要なあらゆる景気政策上の措置、(2)公共予算の信用需要の充足の可能性、に関して答申することを任務としている。

以上は政策の整合性を図るための、あるいは政策主体間の協同を実現するための制度であったが、より具体的な政策手段としてさらに次のようなものがある。

(i) 景気調整準備金(第七条)。連邦および州は一定の方法で景気調整準備金を積み立てあるいはこれを取り崩すことができる(第五〇八条、第一四、一五条)。この積み立てと取り崩しを基軸として連邦政府は予算を反循環的に執行することを義務づけられている。

(ii) 投資割戻し(Investitionsbonus)制度(第二六条三号a、第二七条二号)。これは景気後退期における投資活動を刺激するための制度である。連邦政府は景気後退期には法規命令によって、仕入れ費用もしくは製造費用の七・五パーセントまで所得税および法人税を税額控除することができる。

(iii) 税率の操作(第二六条三号b、第二七条一号、二号)。連邦政府は、法規命令によって、一年以内の期間で、所得税および法人税を一〇パーセントまで引き上げ(景気過熱期)、もしくは引き下げる(景気後退期)ことができる。

(iv) そのほかに、貨幣政策に関して、「割引国庫証券(Mobilisierungspapiere)」および「流動証券(Liquiditäts-Papier)」の発行をみとめることによって連邦銀行の公開市場操作の適用範囲の拡大がなされ(第二九条)、対外通商政策に関しては、対外通商の均衡を維持するために利用できる経済政策上の手段の投入が連邦政府に義務づけられている(第四条)。

以上みたように経済安定成長促進法の諸規定は、行政機関に一定の行為を義務づけてはいてもそれはほとんどが政策

実施のための法的な枠組の設定を目的としたものであり、具体的な政策手段についてもその権限を与えるにすぎない。最終的な政策の採用の決定は行政府の判断に任されている。⁽⁶⁾ 同法がマクロ経済の領域における、あるいは経過政策の基⁽⁷⁾本法と呼ばれるゆえんである。

(1) 条文には様々な財政学上の用語が出てくるが、もとより著者には不案内なものばかりである。この部分の叙述においても、専門家の方々の研究(一)の註(1)掲載の諸論文)にたよらざるを得なかった。

(2) Stern/Münch/Hansmeyer, *Kommentar*, S.78.

(3) 一の註(1)引用の立法資料I・4 (S.3) 参照。この点に広範な直接規制の措置により全体経済的な均衡を維持することを目的としたルーズベルトのニューディール政策とのちがいがあつたとおぼれている (Stern/Münch/Hansmeyer, a. a. O., S. 66)°

(4) 内山・前掲論文(一の註(一))八八頁; Stern/Münch/Hansmeyer, a. a. O., S. 148.

(5) 内山・前掲論文八五頁; Stern/Münch/Hansmeyer, a. a. O., S. 66.

(6) Stern/Münch/Hansmeyer, a. a. O., S. 69.

(7) Ebenda, S.78 (シラーのことばである)°

三 まとめ

以上の叙述においてすでに明らかにされているが、経済安定成長促進法の意義は次の二点に要約することができるであろう。

まず第一にこの法律の成立によって整合的、体系的な経過政策のための法的な枠組みが造られたということである。

もちろん国家による景気の舵取り政策は現在多くの国で行なわれており、それ自体決して新しいことではない。しかし同法はかかる政策を法的に目的化しかつ手段化するものでありここに同法の画期的な性格があるとされている。⁽¹⁾

第二に——本稿のテーマからするとより興味のあることであるが——経済運営に関する基本思想の変化である。もちろん社会的市場経済のもとでも経過政策は全く排除されていたわけではなく、必要な限りで、市場メカニズムと整合するように用いられるべきだとされていた。しかしその基本思想は、市場メカニズムの自律的な働きによって経済全体が調整されるという点にあった。しかし経済状況の変化は市場機構の維持を中心とした経済運営を困難ならしめ、ここにより自覚的な景気政策・成長政策をも加えた総合的な経済運営の必要性が認識されるようになる。したがってかかる政策を法的に体系化する同法の誕生は、右のような基本思想の転換を迫る象徴的な出来事であったのである。ただ同法は第一条で市場経済の尊重の立場は貫いており、同法の成立をもって社会的市場経済が完全に変質したとみることは正しくないであろう。⁽²⁾⁽³⁾

(1) Stern/Munch/Hansmeyer, *Kommentar*, S.79. 同書によると経済安定成長促進法はアメリカの専門家の目からみても世界で最も包括的かつ最も進んだ法律として通用するとされている。

(2) 野尻・前掲論文(一)の註(一)八二頁。この法律を積極的に支持する者は競争と Globalsteuerung の両者の調和を強調する。そこでは社会的市場経済の基本法としての競争制限禁止法にマクロ経済の分野で対応する法律が経済安定成長促進法であり後者は市場経済の機能を否定するのではなく改善することを目的とするものであると説明される (Karte, Wolfgang, *Ein neues Leitbild der Wettbewerbspolitik*, Köln, Berlin, Bonn, München, 1969, S.37/38 をよびよる引用されているシラーの文章参照)。なお経済安定成長促進法は制定経過でも触れたようにSPDの政策観を体现する法律であるが、同党の唱える経済政策はCDU/CSUの「社会的市場経済」と対比して「啓蒙された市場経済 (aufgeklärte Marktwirtschaft)」とも呼ばれる。

(3) 同法のその後の経過であるが、Stern/Munch/Hansmeyer, a. a. O., S.92ff. によれば、同法それ自体は好ましい効果をもたらさうることは認めつつも、予定されていた諸手段が必ずしも十分なものではなく、より具体的な景気政策上の措置を可能にする法律によって補充されることの必要性が指摘されている。そのほか政策決定機関の調整の問題などまだ解決されなければならない

い多くの課題が残されてゐるようである。Warm, Christian, *Globale Wirtschaftsteuerung und Einkommenspolitik*, ORDO Bd. XXIV (1973), S. 121 は一九七三年までの景気・成長政策の成果は所期の目標に達していないと述べている。ただそのことが同法の価値を失なわせるものではないことを認めながら、同様に法の不備を指摘している。

第二節 競争政策の新しい指導像

次に経済安定成長促進法の成立とほぼ時を同じくして起こった競争政策の指導理念の変化に目を向けてみよう。叙述はまずそれをもたらした一九六八年の連邦経済省による覚え書きについてその内容と意義とを探り、続いて、この覚え書きの基本思想のもとに行なわれた競争制限禁止法の第二回改正を検討する。そして最後に以上の経過の理論的背景となった競争政策の目的に関する学説上の論争を紹介する。

一 新しい指導像

西ドイツの経済成長の鈍化傾向のなかでの一九六六年の深刻な不況の到来とともに、*Globalsteuerung* や経済成長が経済政策上の課題として活発に論ぜられるにつれて矛先は競争政策にも及び、その見直しが求められた。

もともと理想主義的・観念的性格の強い新自由主義の競争政策観が競争制限禁止法に与えた影響はとくにその基本的な性格や目的の部分において顕著であった(第一章第二節一参照)。しかし現実には、たとえば同法制定の段階でのカルテルに関する多くの適用除外規定の導入、結合規制規定の削除、あるいは制定後の「協業の手引き」や一九六五年改正による中小企業カルテルの促進等にみられるごとく、分権的自由競争秩序を是とするフライブルグ学派の思想に反するような事実が多く存在していたのである。やがて一九六六年の深刻な不況が訪れ、経済政策論議が活発になるなか

説
で、競争政策の分野においても、今述べたような競争制限禁止法運用下での現実の経験を政策の理念に反映させようとする動きが大連合内閣の内部で起こった。

論
一九六六年連邦経済大臣に就任したシラーは、翌年連邦経済省に「競争政策研究グループ (Arbeitsgruppe Wettbewerbspolitik)」を設置した。折りから「経済安定促進法」案が連邦議会に上程され審議が進められるなかで、この研究会により競争政策の指導像 (Leitbild) の再検討が進められたのである。そして同研究会は一九六八年一月二十九日、八回にわたる会議における討議の成果を「競争政策の指導像に関する検討の結果 (Ergebnis der Diskussion über das wettbewerbliche Leitbild)」と題する覚え書き (以下「覚え書き」で引用) の形でまとめ上げた。⁽²⁾ この「覚え書き」に表明されている指導像は特に言論界に少なからず反響を呼び起こし、それまでの新自由主義的な競争政策からの転換を意味するものとして、「新しい」という形容詞が付され、一般に「新しい指導像 (neues Leitbild)」と呼ばれるようになった。⁽³⁾

そこで次にこの「覚え書き」の新しい指導像について検討してみよう。「覚え書き」では八項目にわたって競争政策研究グループの考えが示されているが、これは、(i) 競争に対する考え方、(ii) 競争政策の目的、(iii) 具体的な法改正の提案、の三つにまとめることができる。以下この分類に従って説明する。

(一) 「覚え書き」の競争観

「覚え書き」はまず冒頭において次のように述べている。

「競争は我々の経済秩序の基礎である。競争は、我が国の自由な基本秩序という意味において、消費者や事業者にできる限り多く

の経済的行動の自由を保障し、同時にできる限り良好な経済的成果を約束する。なぜならミクロ経済の領域においては、消費者の自由な選択、企業の自由なイニシアティブの方が国家による統制措置よりも我々の経済をよりうまく制禦するからである。」⁽⁴⁾

競争が経済活動の自由を保障するという、この部分を読む限り、競争制限禁止法の政府草案理由書において述べられていることほとんど変わらない。理由書においては市場機構のもつ秩序機能ないし調整機能を通じて市場参加者間の分権的秩序が生じ、そこから自動的に良好な経済的成果が期待されると考えられていた(第一章第二節二参照)。

しかし「覚え書き」はさらに進んで活動の自由のほかに競争がいかなる経済的成果をもたらすかについても触れている。すなわち、

「競争は市場への貢献度に応じた所得の分配を成し遂げ、そうすることによって、分配政策のための好ましい出発点を形成する。経済過程においては、競争は、消費者の選択に応じた供給および労働力と資本の合理的投入を図る。競争はさらにそれを越えて、変化する経済状況への生産能力の適応をもたらし、技術的・経済的進歩、さらにはそれによる経済成長を速やかに実現せしめる。」⁽⁵⁾

このようにここでは競争のもたらす経済的成果に積極的な評価が与えられている。そして以上引用した競争の果たす様々な役割は「競争の機能」と呼ばれ、次の二つのグループに分けられている。第一のグループに属するのは、行為の自由の保障、市場への貢献に応じた所得の分配、労働力と資本の合理的投入、の三つの機能であり、第二のそれは、柔軟な適応能力、技術的進歩、全体経済的進歩、である。

そして第一の機能は主として完全競争(vollständige Konkurrenz)という市場モデル——すなわちできる限り多くの

売り手と買い手が存在し、そのうちの誰もが市場条件に影響を与えることができない市場形態——において期待されるものであるが、しかしそのような市場は現実の経済の実態と相容れないと言う。⁽⁶⁾ ここには競争制限禁止法の理由書がオイケンの完全競争の静態的なモデルに依拠していたことへの批判がこめられている。⁽⁷⁾ 「覚え書き」はさらに続けて、自らの競争観を展開し、競争を、「先駆 (Vorstoß) と追随 (Verfolgung)」とで表現される市場過程」であると把握する。したがってここでは特に第二の機能(「覚え書き」はこれを動態的機能と呼ぶ)が中心となるが、これは完全市場モデルでは十分に期待できない。動態的な機能は市場において、活動的で業績力ある企業が対抗し合い、それによって競争の強さが高まる場合にはじめて果たされる。そのためには完全競争モデルで言う市場の不完全性が前提となる。⁽⁸⁾

このように、市場の不完全性のもとで、技術的進歩や経済成長(動態的機能)を今まで以上に促進し、他方で他の競争機能をも満たすような競争を、「覚え書き」は「機能競争・有効競争 (funktionfähiger, wirksamer Wettbewerb)」と呼んでいる。⁽⁹⁾ 競争の自由よりも競争のもたらす経済的成果を前面に出し、成果を基準として競争を評価しようとする態度が明白であり、すでにここには新自由主義の競争観とは異なる考え方が認められる。

(二) 競争政策の目的

以上の競争観念に立って「覚え書き」は、競争政策の目的を、まず「競争から期待される社会的および経済的成果を最適化する競争の促進および保護」⁽¹⁰⁾であると規定する。これは言い換えれば右で述べた「機能競争・有効競争の保護・促進」ということに他ならない。ここでも一応、社会的成果(競争の自由)と経済的成果の両者が考慮されている。しかし「最適化」ということばが示すように、両者の調整の必要性が認識されていることが明らかである。⁽¹¹⁾ この点も良好な経済的成果が生まれるためには自由な競争が不可欠の前提であるとして、競争の自由の保護を競争政策の目的に掲

げた新自由主義の競争政策観との相違を想起させる。

しかし「覚え書き」が右のような意味での「機能的・有効的競争」を重視することから、競争政策は最終的に、「技術的および経済的進歩を最大限促進するために一定の市場の不完全性を…意識的に受け入れ、又は促進する必要があるのかどうか、あるいはそうであればどの程度促進すべきなのかという問題に直面する」とされる。ここに至ってはじめて、競争は一定の経済的成果（技術的進歩・経済成長）をもたらすべきものであり競争政策はそのために行われるべきである、言い換えれば競争を一定の経済的成果実現のための手段として用いるべきである、という「覚え書き」の基本思想が明確な形で現われる。⁽¹³⁾ そして競争の自由の保護は競争政策の目的から排除されている。⁽¹⁴⁾ ここにはまた、一九六六年頃特に活発であった *Globalsteuerung* に関する議論の影響をも認めることができよう。

ところで「覚え書き」が「市場の不完全性」と言う場合、それは次の二つのことを意味する。

(i) 多くの中小企業が相互に競争している市場（原子的市場構造）、又は大企業と極めて弱小の中小企業とが並存して活動している市場では、中小企業の集中が進むことによって競争の諸前提は改善される。

(ii) 動態的な、進歩と成長とを促進する競争機能は、しばしば、一定の相互依存関係にある限定された数の競争者と制限された製品の同質性（*Produkt-homogenität*）、制限された市場の透明度（*Markttransparenz*）とによって特徴づけられる市場においてよりよく達成される。⁽¹⁵⁾

したがって、競争政策により市場の不完全性を「受け入れ又は促進する」とは、具体的には、

- (i) 最適の企業規模の達成
- (ii) 中小企業の協業の促進
- (iii) 一定の状況下での、よりよい経済的成果をもたらす企業集中の促進

以上が「覚え書き」における競争政策の指導像である。ここでは競争の動態的機能（技術的進歩・経済成長）が重要視される。競争政策の目的もこの機能を最もよく実現させることに向けられなければならない。さらに特徴的なことは、動態的機能は一定市場形態（市場構造）において發揮されるとみなされている点である。その結果、「覚え書き」の競争政策はそのような市場形態の創出を志向することになる。⁽¹⁷⁾これは、何度も述べるようであるが、競争制限禁止法制定当初の、新自由主義的な競争秩序形成の政策とは、その理念において異なる政策観である。

たしかに、最初に指摘したごとく、集中規制の不存在や中小企業カルテルの促進等により、「覚え書き」が求めようとしていることからは実際に實現されてきた。その限りでは、「覚え書き」自身も述べるように、競争政策の方向を基本的に修正する必要はなく、「ただそれまでの政策を確認しその後も発展させてゆくことのみが重要であるにすぎない」⁽¹⁸⁾とも言えよう。しかし、現実はそのうであつたとはいへ、主張全体が競争制限禁止法の理由書の批判から成り立っていることをみても、単なる現状の確認に留まらず、競争政策の指導像、あるいは理念に関して、競争制限禁止法制定当初とは異なる新しい方向を打ち出そうとする「覚え書き」の意図を決して否定することはできないであろう。その意味で競争政策の「新しい」指導像と呼ぶことができよう。

「覚え書き」の有するもう一つの重要性は、単なる理念を表明するのみならずそこで展開された政策観を立法に反映させるために、競争制限禁止法の改正をも提言していることにある。そして「覚え書き」と同時に連邦経済省は同法の改正草案を公表している。⁽¹⁹⁾この草案は閣議を通らず国会提出にまで至らなかつたが、その後もこの線に沿って改正準備は政府部内で続けられ、競争制限禁止法の歴史上最も重要な一九七三年第二回改正が實現する。したがってこの点については項を改めて触れることにする。

- (1) 結合規制が削除された理由は、「経済政策委員会報告書による」と、「企業結合の許可制を導入することは、国民経済学的観点からして好ましい最適企業規模の十分な育成を阻害する」(Bericht, *Gemeinschaftskommentar*, 1 Aufl., S. 1191)と述べておられた。
- (2) Karte, Wolfgang, *Ein neues Leitbild für die Wettbewerbspolitik*, Köln, Berlin, Bonn, München, 1969, S. 33ff. 「覚え書き」の全文は本書に付録として収められている (S. 93ff.) のでそれを参照した。この「覚え書き」は最初は政府の内部資料として機密扱いにされ引用も禁止されていたとのことである。そして約二年後研究グループの一員であるカルテ (後の第二代連邦カルテル庁長官) の右の著書の付録として公開された (Hoppmann, E., „Neue Wettbewerbspolitik“: Vom Wettbewerb zur staatlichen Mikro-Steuerung, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 184, 1970, S. 397 (398) 脚註を参照)。
- なおこのカルテの著書は競争政策研究グループの考えを知るのには最適の文献である。日本人の研究として、菊川貞巳「西ドイツにおける競争政策の新しい指導像について」京都産業大学経済経営論叢一三巻三号四四頁があり、本節の叙述にあたって参考にした。
- (3) Hoppmann, Erich, Die sogenannten Bagatellkartelle der „Neuen Wettbewerbspolitik“, *DB* 1970, S. 93; 菊川・前掲論文 五〇頁。
- (4) Karte, a. a. O., S. 93.
- (5) Ebenda, S. 93.
- (6) Ebenda, 93.
- (7) 「覚え書き」は政府草案理由書が完全競争の市場形態の維持を宣言している部分(第一章第二節二一(二))をわざわざ引用して同法がかかる市場形態に依拠していると述べている (Ebenda, S. 94)。これは「覚え書き」を作成した政府側の人々に共通の認識のようである。Schlecht, Otto, *Wettbewerb als ständige Aufgabe*, Tübingen, 1975, S. 10 参照 (本書の著者も経済省の役人)。しかし立法資料や当時の文献からみても必ずしも政府側の言うような結論は導かれなかったことについては第一章第二節二一参照。この頃の文献のなかにも、競争制限禁止法は完全競争市場の維持を目的とはしていなかったことを強く主張するものが多い。Hoppmann, Erich, Das Konzept der optimalen Wettbewerbsintensität, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 179, 1966, S. 286 (287); Schlegel, Jörg, Brauchen wir ein neues wettbewerbspolitisches Leitbild? *BB*

- 1969, S.656 (657); Pfaffmann, Jochen, Wettbewerbspolitisches Leitbild, *Freiheitschutz und Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, WuW* 1970, S. 779 (780).
- (8) Karte, a. a. O., S.94. 連邦政府は同じことをすでに、一九六七年の連邦カルテル庁の年次報告に對する政府見解のなかで表明している (Tätigkeitsbericht 1967, S.2)。
- (9) Ebenda, S. 96.
- (10) Ebenda, S. 93.
- (11) 菊川・前掲論文五六頁。
- (12) Ebenda, S. 95.
- (13) Hopmann, E., „Neue Wettbewerbspolitik“: Vom Wettbewerb zur staatlichen Mikro-Steuerung, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 184, 1970, S.397 (400).
- (14) Ebenda, S.414 (「寛く書く」に騙われない自由保護はリッペンサーウィスである)。
- (15) Karte, a. a. O., S.96.
- (16) Ebenda, S.96.
- (17) Hopmann, a. a. O., S.401—404.
- (18) Karte, a. a. O., S. 96; その他 Schlecht, a. a. O., S.12; Schlegel, a. a. O., S.658 (彼は「新しい指導像」の反対論の立場から発言する)。「カルテルによれば「新しい」指導像と呼ばれるものの意義は結局、(i)それまでの、必ずしもモデル(完全市場)に忠実でなかったといわば妥協の競争政策が後に正当化されたこと、(ii)今後の競争政策のために現実的な構想を展開することが可能になったこと」にある (Karte, a. a. O., S.43)。
- (19) この改正案その理由書に於ては Karte, a. a. O., S. 101ff. に掲載されている。

二 第二回法改正

第二回改正は多岐にわたって行なわれたがそれらすべてについて検討することはここでの課題ではない。本稿のテー

マであるカルテル禁止に関する説明に限定したい。

「覚え書き」は第一条のカルテル禁止に関して興味あることを述べている。

「第一条のカルテル禁止は、一方で影響軽微なカルテルまでも猶えながら (Spürbar) の基準による厳格な禁止を指す、筆者)、他方で不十分な規制しか行なっていない。それは現在なお実行されている対象説に原因がある。対象説の意味するところは、契約による競争制限が問題の協定の明白な対象となっている場合にのみカルテル禁止は適用され、目的や結果であるにすぎない場合には適用されないということにある。GW B第一条の禁止範囲はその限りでこのような解釈により非常に狭められている。」⁽¹⁾

そこで「覚え書き」はこれを受け、次の二つの点にわたって改正を提言する。

(i) 競争を実質的に (wesentlich) 制限しないカルテルを禁止の対象から除外し、実質的な競争制限のみを禁止すること⁽¹⁾

(ii) 実質的な競争制限を目的とし、あるいはもたらすすべての協定を禁止すること⁽²⁾

「覚え書き」が右の二つの改正のうち前者に力を入れていることは、一、で明らかにされた、協業促進を求めるその競争政策観から十分に推測される。⁽³⁾ この影響軽微なカルテルの適用除外の主張は一九六八年の連邦経済省による改正案では、次のような第一 a 条の新設となって具体化されている。すなわち、

「生産もしくは市場関係に軽微な (nur unwesentlich) 影響しか与えるおそれのない契約および決議には第一条は適用されない」(同条二項)とされていて、このようなカルテルについて届出制が採用され(同条二項)、三カ月以内にカルテル官庁が異議を申し立てない場合に有効になるとされている(同条三項)。⁽⁴⁾

この第一 a 条の導入の理由は、協業の形成に対する競争法上の障害を取り除き大企業に対する中小企業の独立性を保障すること、またそのことよって大企業に有利にかつ中小企業に厳しく形成されてきた競争制限禁止法の不均衡を是正することにあるとされている⁽⁵⁾。このことはもちろん第一条の解釈によっても可能であったし、実際には、第二章でみたように、BGHにより *spübar* の基準が立てられた。しかしこの基準は十分に用いられず、実質的には競争行動を制約し合っていれば違法とするとの考え方がとられていた。「覚え書き」にとつてはこのことが協業促進の障害であった⁽⁶⁾。したがって、影響軽微なカルテルは違法にならないことを条文で明確にする必要があったわけである。第一条の解釈を経由する協業の促進は、すでに「協業の手引き」により試みられていたが、ここでは競争行動の制約が契約により義務づけられているかどうかの基準であったのに対し、右の提案は対市場効果にしほりをつけることによる方法である。

しかしこの改正案は、新しい指導像の反対者から批判をうけた。それは、(i)「軽微な (*nur unwesentlich*)」ということば自体があいまいであること、市場に軽微な影響しか与えないカルテルは中小企業にとつても何の意義もなく必ず競争制限的な効果をともなわざるを得ない、したがって、第一 a 条は結局、中小企業の合理化、能率の向上という名目のもとに競争政策上問題あるカルテルの形成の道を開くものである⁽⁸⁾、(ii) またそのような条項をもたない EC 競争法との統一性を阻害する⁽⁹⁾、というものであった。(i) の主張は中小企業の競争政策上の役割に関する見解の相違に帰せられよう(第二章第二節二参照)。

一九六八年の改正案のこの試みは結局実を結ばず、一九七三年の改正法では第一条に改正の手は加えられなかった。その代わり、別に中小企業カルテルの適用除外を直接目的とする規定が導入された(第五 b 条)⁽¹⁰⁾。そこでは協定により合理化が達成され、かつ市場における競争が実質的に制限されない、という要件が明文化されている。改正等の反対者からみれば、より問題の少ない方向であるといえよう。

これに対し対象説の放棄という「覚え書き」のもう一方の提案は、一九六八年の改正案には盛り込まれていない。対象説の問題性およびその放棄は、この頃にはカルテル庁の実務担当者からも競争理論の学者からも主張されていた。草案にとり上げなかったことについて、政府側の責任者の挙げている理由をみると、まずこの問題はBGHの将来の判例理論によって解決されるべきであるとする考えが窺える。またここでも法的安定性の阻害が言及されており(第二章第二節一、参照)、目的説や結果説はむしろ濫用規制主義のもとで用いられるべきであるとされている。そして最も重要な理由と思われるが、結果説がカルテル禁止の対象範囲を広げる可能性を有すると述べ、言明してはいないが、それが協業促進を妨げることを懸念しているようである⁽¹³⁾。一九七三年の改正法でもこの点の改正はなされていない。もともと第一条の文言は、対象説的な解釈しか許さないという構成にはなっていない。したがって、この問題も、影響軽微なカルテルの除外の場合と同じく、とくに法文を修正しなくとも第一条の解釈によって解決可能であった。結局、カルテル禁止に関するこの二つの問題の解決は後でみるように実務による第一条の解釈に委ねられることになったのである⁽¹⁴⁾。

(1) *Kartell, a. a. O.*, S.98.

(2) *Ebenda*, S. 98.

(3) このことは、(i)の提案を述べた部分がとくにイタリック体になって強調されていることから明らかである。

(4) *Ebenda*, S.101.

(5) *Ebenda*, S. 52—53.

(6) 一九六八年の改正案の理由書、*Kartell, a. a. O.*, S.113'そこでは市場影響が最低範囲をこえる必要はないと言うSPAR判決が引用されている。さらに*Kartell, W. Kooperation in der Marktwirtschaft, BB 1969, S.53 (55)*(行為の自由の制限Ⅱ競争の制限Ⅱ市場経済の阻害、という単純な公式はもはや経済の現実を把握するには不十分であるという)。影響軽微なカルテル(Bagatellkartell)の取り扱いは、実は、法律制定当初から問題となっており、審議の場でも議論された。そこでは結局、その

ようなカルテルは、通常その実行を秩序違反として過料を課すだけの公共の利益(同法旧八一、八二条)が認められないであろうという理由から、法の適用から除外されることが期待されていた(Bericht, *Gemeinschaftskommentar*, 1 Aufl., S.1175)。

(7) 改正案の理由書によると unwesentlich の判断の際には、カルテル当事者の市場占有率(量的基準)およびカルテルの性格(質的基準)、さらには制限の期間や程度が考慮されなければならない。そして新たな生活領域の規制の際には常に、不明確な法概念と取り組む必要に迫られる以上、法的安定性の観点からみても、第一 a 条の規定は問題はないと言っている。

(8) Zur Reform des Rechts der Wettbewerbsbeschränkungen, in: *Wettbewerb als Aufgabe: Nach Zehn Jahre des Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen*, Berlin, Zürich, 1968, S.5 (16ff.) (競争理論の研究者による共同提案); Hoppmann, F., Die sogenannte Bagatellkartelle der „neuen Wettbewerbspolitik“: Bemerkung zu den wettbewerbstheoretischen Grundlagen und den wettbewerbspolitischen Konsequenzen des im Novellierungsentwurf vorgesehenen §1a GWB, *DB* 1970, S.93 (98); Sandrock, Otto, Kritische Bemerkungen Zum Entwurf für die zweite Kartellgesetz-Novelle, *WuW* 1969, S. 205 (206—215) (彼はまたまた第一 a 条自体が Bagatellkartell を除外しているという見解を持っている)——第二章第一節二註(8)参照——第一 a 条の新設は必要なくと言っている)。

(9) Sandrock, a. a. O., S. 215. EC 委員会はその後ローマ条約八五条一項のカルテル規制に関して、違法とならない最低基準を公表した。すなわち一九七〇年六月二日の委員会告示によれば参加事業者のシェアが五パーセント以下(および参加事業者の売り上げ総額が一五〇〇万計算単位以下)であれば違法とならない。

(10) 次のような規定になっている。

「第一条の規定は、第五条に規定されたものとは異なる種類の企業間の共同行為による経済過程の合理化を内容とする契約および決議については、それにより市場における競争が実質的に阻害をせず、かつ当該契約又は決議が中小企業の能率の向上に資する場合には、これを適用しない」(同条第一項)。

(11) Günther, Eberhard, Zehn Jahre Bundeskartellamt: Rückblick und Ausblick, in: *Zehn Jahre Bundeskartellamt-Beiträge zur Fragen und Entwicklungen auf dem Gebiet des Kartellrechts*, Köln, Berlin, Bonn, München, 1968, S.11 (13).

(12) Zur Reform des Rechts der Wettbewerbsbeschränkungen, a. a. O., S.16.

(13) Karte, a. a. O., S.59.

(14) なお、新しい指導像にとつては集中規制が重要な課題となる筈であるが、「覚え書き」はこの問題については明確な態度を示していない。つまり、「企業集中は通常契約による競争制限よりは好ましい側面を有しているために、カルテルよりは緩やかな規制が可能であろう。たとえば許可制の代わりに届出制が考えられよう。……いづれにせよ企業結合規制は……法のおよび実務的にかんがりの困難な問題を生み出すであろう。さらに、集中問題を国内のレヴェルでのみ解決することが可能なのかということも問う必要がある。解決の努力はブリュッセル (E.C. 筆者) においてもなされなければならない (Karte, a. a. O. S. 99)」と述べて、結局一九六八年の改正案には結合規制をとり入れていない。結果的には七三年改正で実現するのではあるが、実際に議論にのぼるようになり法案に盛り込まれるのはこの後(七〇年代)である。

三 カンツェンバッハ・ホップマン論争・経済的成果か競争の自由か?

一九六八年の「覚え書き」を生み出した要因としては、競争政策の実務や経済状況の変化のほか理論的背景をも挙げなければならない。それに貢献したのは経済学者カンツェンバッハ (Kanzenbach, Erhard) の競争理論であった。一九六五年に彼が発表した「Funktionfähigkeit des Wettbewerbs (競争の機能性)⁽¹⁾」と題する著書のなかでは機能的競争が論じられ、そこから導かれた競争政策上の諸目標は実務および学界に大きな反響を呼び起こした。なかでも、現代の新自由主義者ホップマン (Hoppmann, Erich) は Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 誌にカンツェンバッハの理論に対する詳細な批判論文⁽²⁾を寄せ、これがさらにカンツェンバッハの反論を呼ぶ結果となり競争政策に関する論争へと発展したのである。

そこでこの論争を簡単に紹介する。もちろん、このことは法律の専攻者にすぎない筆者の手に余ることではある。しかしあえて試みるのは我が国ではこのような論争はあまりみかけないし、何らかの意義はあると考えられるからである。⁽⁴⁾

(一) カンツェンバッハの理論〔最適競争強度論〕

最初に右に挙げた著書における彼の主張のアウトラインを示しておく。

まず彼は、ほとんどの経済理論上の競争分析が一定の構造基準によって規定される所与の市場モデルから出発し、そこから全体経済的な機能を論じ、その機能にもとづいて政策的判断を導く、という方法をとっていることを指摘する。しかしこのようなアプローチは経験的な研究の諸成果とは合致しないとされる。そこで彼はクラーク (Clark, J. M.) により用いられたアプローチ、すなわち「一連の全体経済的機能から出発し、その機能を果たす競争過程 (Wettbewerbsprozess) の性格、すなわち機能的競争 (funktionstfähige Konkurrenz) を追求する」というアプローチを採る。換言すれば、市場モデルではなく、競争過程が果たす——全体経済にとって重要な——経済的刺激機能・操縦機能 (Antriebs- und Steuerungsfunktion) が、出発点となる。そしてこのような競争機能が満たされる程度は競争過程の形態、簡単に言えば競争過程の強さ (Intensivität) に依存する。したがって、かかる機能が全体経済的にみて最適の形で結合された一つの競争形態が考えられる筈である。論理的にはこの最適競争形態が競争政策の指導像を形成しなければならぬ (「最適競争強度論 (Optimale Wettbewerbsintensität)」)⁽⁶⁾。そして最後に具体的な競争政策上の措置について言及するのである。そこで次にこの骨子の順序に従ってより詳しく彼の理論を検討してゆこう。その過程で、「覚え書き」がいかにカンツェンバッハの理論の影響をうけたのかを知ることができるであろう。

カンツェンバッハはクラークにならない、具体的な競争機能として次の五つを挙げる。

- (i) 市場への貢献に応じた機能的所得分配 (分配機能)
- (ii) 消費者の選好に応じた財および役務の構成および配分 (操縦および調整機能)
- (iii) 生産諸要素の最適配分 (操縦および調整機能)

(iv) 非経済的与件(とくに恒常的に変化する需要構造、生産技術)の変化に対する生産能力の柔軟な適応(操縦および調整機能)

(v) 生産および生産方法の技術的進歩の増進(刺激機能⁽⁷⁾)

ここで注意を要することは競争機能は経済的なものに限定され、経済外的な機能(たとえば経済的活動の自由の保障)は考慮の外に置かれているということである⁽⁸⁾。カンツェンバッハはさらに右の五つの機能のうち、最初の三つを静態的な競争機能と呼び、後の二つを動態的機能と呼ぶ。そして従来の静態的な均衡モデルによる分析ではたしかにこの静態的機能は捉えられうるが、動態的機能は無視されると述べ、むしろ動態的機能こそが今日の経済社会にとっては決定的に重要であると説く⁽⁹⁾。

それゆえ彼は競争を動態的に理解することを提唱し、それを「対抗(Rivalität)、闘争(Kampf)および淘汰(Auslese)の絶えまない過程⁽¹⁰⁾」と把握する。

最初にも述べたように、右の諸機能を競争が十分發揮するかどうかは競争過程の強さに依存するとされるが、彼は次にこの強さを測定する基準を追求する。彼によればその基準とは、「技術的進歩が事業者にもたらす先駆的利潤(Vor-sprungsgewinne)が競争により再び浸食される速度⁽¹¹⁾」である。しかしこの基準自体は不明確であり実際に適用するのは困難である。そこで彼は受動的な企業をして能動的な企業の行動に追いつせしめる要因を追求する。そのなかで最も重要なのは「追いつなければ生じるであろう自己の生存危機(Existenzgefährdung)」である。受動的企業の生存危機が大きければ大きいほど能動的企業の販売が妨害される可能性は高くなる。したがって、能動的な企業の実績はそれだけ強く他の企業の活動に依存することになる。彼はこれを「寡占的相互依存(oligopolistische Interdependenz)」と呼ぶ⁽¹²⁾。結局、競争の強さは彼のいう寡占的相互依存が強くなるに従って高まることになる。

さらにこの寡占的相互依存関係は、供給者の数と市場の完全性（後者は、製品の同質性と市場の透明度とによって構成される。両者が増大すればするほど市場の完全性も増大する）の程度とによって決定される。一般的には、供給者の数が減少し、市場の完全性の程度が増大すればするほど寡占的相互依存は高まり、その結果競争強度も高まることになる。⁽¹³⁾そしてこの供給者の数も市場の完全性とともに「相対的に不変の構造的変数」⁽¹⁴⁾である。したがって競争強度はかかる要素によって特徴づけられる市場形態の機能である。ここで彼は次二つを区別する。

(i) 供給者の数が非常に多く市場の完全性が非常に低い市場形態においては競争強度は極めて低く、最適以下 (un-teroptimal) である。

(ii) これに対し、供給者の数が非常に少なく、市場の完全性が非常に高い市場形態においては競争強度は極めて強く、最適以上 (überoptimal) である。⁽¹⁵⁾

そして、「最適競争強度」はこの両者の中間に存在するとされ、それが実現される市場形態を「広い寡占 (weite Oligopol)」⁽¹⁶⁾と呼ぶ。

以上のような競争分析にもとづいて、カンツェンバッハは最後に、競争政策上の結論を導く。競争政策は右に挙げた諸機能が十分果たされるように配慮しなければならない。言い換えれば、最適強度の競争が期待されうる市場形態（広い寡占）に向けられなければならない。しかし広い寡占を直接国家の手によって創出するという方法は採られず、右の最適以下および最適以上の市場形態の各々について競争強度を最適にするための具体的措置を提案する。すなわち、

(i) 最適以下の競争強度の市場形態においては競争強度を高めることが重要である。まず、企業の数を減少させるため企業結合の促進がなされるべきである。これには合併のような堅い結合から、購入および販売共同体のようなゆるい結合まで含まれる。また市場の完全性を増大させることによって競争強度を高めることも重要である。そのためには製

品の同質性と市場の透明度を高める合理化¹⁾、条件¹⁾、リベートカルテルの許可を促進することが必要である⁽¹⁷⁾。

(iii) 最適以上の競争強度の市場形態においては余りに高い寡占的相互依存(競争強度)を緩和することに務めなければならぬ。そのためにはこのような市場形態を修正する必要がある。最も典型的な方法は企業分割であるが、これは実際には実行困難であり、全体経済上も好ましくない結果をもたらすおそれがある。しかし企業結合を規制することによってそれ以上の企業の数の減少を押えるという方法は有効である(企業結合規制の導入の提案)。市場形態自体を修正することが効果的でない場合には次善の策として、この市場のもとで発生する競争制限をコントロールすることが望ましい。但しこれはあらゆる形態の競争制限を禁止するという意味ではなく、競争の機能が可能な限り維持されるように競争制限をコントロールしてゆくことである。その際、価格競争はいかなる場合でも回避されなければならぬ。なぜなら最適以上の競争強度のもとにあっては、価格競争は、長期的な経済的能率によってではなく短期的な予備流動性や予備生産能力あるいはその他の経済力によって決定される寡占的価格闘争(Preiskampf)⁽¹⁸⁾につながるからである。したがってこのような市場においては純粹の価格カルテルを許可することが望ましい。

以上がカンツェンバッハが問題の著書において展開した主張の概要である。これが「覚え書き」の内容に多大の影響を及ぼしていることは改めて指摘するまでもないであろう。競争政策上の具体的な措置は別として、市場成果を基準とした競争の理解や市場形態(市場構造)志向的な競争政策観など、基本的な部分はカンツェンバッハの考え方がそのまま受け継がれている。

(ii) ホップマンの批判

彼のカンツェンバッハに対する批判の中心は、競争の自由が競争政策の目的のなかに何ら考慮されていないという点

説にある。ここで競争の自由とは、「先駆の自由、技術的革新の自由、新たな財を生産する自由、経済的進歩の自由、……」(19)を意味する。ホップマンによれば競争政策の目的は二つある。一つは競争の自由であり、他の一つは良好な経済的市場成果 (gute ökonomische Ergebnisse) である。新古典派の経済理論によればこの両者間には抵触は生じない。つまり競争政策において規範化されるべき競争は競争の自由と良好な経済的成果とを同時に含む。しかしここでは競争を市場

成果によって規範化することは許されないとされている。個別的に市場成果を測定する必要はなく、競争が競争の自由の制限により阻害されれば市場成果も悪化するという確認で十分である。(20)

以上の前提に立って彼はカンツェンバッハの理論に逐一批判を加えてゆく。以下彼の主張である。

まず、カンツェンバッハは彼が依拠するクラークやエドワーズ (Edwards, C. D.) (21) でさえ競争の自由が競争政策の目的となりうることを認めているにもかかわらず、また現実の競争政策はそうであったにもかかわらず、競争の自由を考慮していない。(22) 彼の挙げる五つの経済的競争機能にしても必然的に競争の自由を前提としている。たとえば動態的機能と呼ばれるものについても、既存のあるいは潜在的市場参加者が技術的革新を他人に先駆けて追求する自由が制限されていないことがまず必要である。あるいは他の市場参加者がそれを模倣する自由も存在しなければならぬ。(23)

供給者の数および市場の完全性によって規定される一定の市場形態にもとづいて競争強度を判断することも誤っていない。まずカンツェンバッハは、供給者の数と市場の完全性とを外生的な構造的変数として取り扱っているが、このこと自体極めて静態的な分析方法である。動態的な競争過程はむしろ供給者の数や市場の完全性 (製品の同質性、市場の透明度) の変動をもたらず。それらはあらかじめ与えられたものではなく競争過程の結果である。(24) また一定の市場形態のみからは競争強度を判断することはできない。たとえば、カンツェンバッハの言う最適以上の市場形態においても、競争強度が最適以上であるという結論は、少ない供給者と高い市場の完全性それ自体からは導かれない。そのためにはさ

らに前提条件が付け加わらなければならない。それはたとえば、潜在的競争の排除、革新的競争の制限、市場の非拡大的段階である。潜在的競争が排除されておらず、革新的競争が自由でかつ市場が拡大的段階にある限り、たとえ供給者の数が少なく市場の完全性が高くとも、競争強度が最適以上で非機能的であるとは言えない。⁽²⁵⁾

最後に、競争政策上の具体的措置が目指す広い寡占という市場形態においては、競争の自由が種々の行為によって制限される可能性がある。そのような場合には競争強度がカンツェンバッハのいう最適であっても競争の機能は阻害される。なぜなら競争の自由の制限は経済的な機能の充足を妨げるからである。競争の自由の制限を放置するような競争政策は目的整合性を欠く。⁽²⁶⁾

カンツェンバッハとホップマンの見解の対立は、今までの説明からも明らかなように、経済的成果(市場成果)と競争の自由の関係についての考え方の相違に起因する。ホップマンが両者の間に矛盾を認めずむしろ競争の自由は経済的成果達成のための前提であると考えるのに対して、カンツェンバッハは経済的成果のみに注目して競争の自由を考慮の外に置く。これは見方を変えれば、成果の達成のために競争の自由は制限はされうということを意味し、したがって彼の理論は両者の抵触の可能性の上に成り立っていると見える。⁽²⁷⁾

ホップマンも競争を動態的な過程であると捉えており、この点に関してはカンツェンバッハとの相違はないように思われる。ただ彼は競争がもたらす成果を個別的に測定することは限られた我々の知識では困難であり危険が多いと考えられる。そしてもしそのようなことを許せば、カルテル庁に高度の行政的裁量権を与えることになり、広範な国家干渉をまねくとする。むしろ競争はそれがもたらすであろう成果が予め誰にも知られていないところで行なわれるものである。したがって競争政策上なすべきことは、一定の行為準則(Spielregeln)を設定することによって競争の動態的プロセスが合理的・効率的に形成されるように配慮することであるという。⁽²⁸⁾

カンツェンバッハはその経済的成果が一定の方法で測定可能であるところから出発する。ただ直接的に市場成果を判断するのではなく、特定の市場構造を想定し、そのもとで最適の市場成果が生まれるというアプローチをとる。したがって彼の競争政策はかかる市場構造の創出を目指すことになりそのため個別的な措置が提案される。カンツェンバッハの競争政策は、一般的なルールの設定にとどまるホップマンのそれと比べれば、かなり介入主義的色彩が強くなる。⁽³⁰⁾

両者の議論はある程度抽象的なレベルにとどまっており、アメリカでの競争⁽³¹⁾のように現行の制度を手がかりにした政策の評価にまでは至っていないように思われる。ただそれだけに「覚え書き」が示すように、政策の指導理念に対する影響力は強いものがあつたのである。

(1) Kanzenbach, Erhard, *Die Funktionsfähigkeit des Wettbewerbs*, 2. durchgesehene Aufl., Göttingen, 1967. 著者が参照したものの第二版である。

(2) Hoppmann, E., *Das Konzept der optimalen Wettbewerbsintensität, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 179, 1966, S.286.

(3) Kanzenbach, E., *Das Konzept der optimalen Wettbewerbsintensität, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 181, 1967, S.193. 以下は同様のホップマンが反論している。Hoppmann, *Die Funktionsfähigkeit des Wettbewerbs, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 181, 1967, S.251.

(4) 以下は、西ドイツの競争政策についての専門家の研究に負うところが大きい。すなわち、菊川貞巳「西ドイツにおけるカンツェンバッハの最適競争強度論」京都産業大学経済経営論叢一三巻二号六〇頁（以下「カンツェンバッハ」）、同「西ドイツにおけるホップマンの競争政策について（その一）」同誌一三巻四号二七頁（以下「ホップマン」）の二論文である。

(5) Clark, J. M., *Competition as a Dynamic Process*, Washington, D.C., 1961, p.41ff. が引用されている。

- (6) 以上は Kanzenbach, a. a. O., S.12—15.
- (7) *Ebenda*, S.16/17; 菊川「カンツェンベック」八八頁。
- (8) これに対し「寛文書き」では「行為の自由の保障」が競争機能のなかに一応加えられている(一一(一)参照)。
- (9) Kanzenbach, a. a. O., S.32.
- (10) *Ebenda*, S.32.
- (11) *Ebenda*, S.38.
- (12) *Ebenda*, S.39/40. ここで「寡占的相互依存」ということは通常の意味ではなくて、多占者 (Polipolisten) 間の関係についても用いられている。結局競争強度と同義である(菊川「カンツェンベック」九五頁註6)。
- (13) *Ebenda*, S.40—49. このように彼の結論は価格理論の教えるところとは逆である。(菊川「カンツェンベック」一〇〇頁)。
- (14) *Ebenda*, S.47.
- (15) *Ebenda*, S.137.
- (16) *weite Oligopol* はカンツェンベック独特の造語であるが、制限された製品同質性と制限された市場の透明度とによって特徴づけられる市場であるというだけでそれ以上の説明はなされていない。訳語は菊川「カンツェンベック」一〇三頁によった。
- (17) Kanzenbach, a. a. O., S.144—147.
- (18) *Ebenda*, S.138—144.
- (19) Hoppmann, *Das Konzept der optimalen Wettbewerbsintensität, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 179, 1966, S.286 (289).
- (20) *Ebenda*, S.290. 菊川「ホップマン」四八頁以下。
- (21) Edwards, C. D., *Big Business and the Policy of Competition*, Cleveland, 1956 が引用されている。
- (22) Hoppmann, a. a. O., S.299/300.
- (23) *Ebenda*, S.304/305.
- (24) *Ebenda*, S. 306/307; Säcker, Franz-Jürgen, *Zielkonflikte und Koordinationsprobleme im deutschen und europäischen Kartellrecht*, Düsseldorf, 1972, S. 42—47.

- (25) *Ebenda*, S.313.
- (26) *Ebenda*, S.317. 「カンペンハットの競争政策上の措置は徐々にこの不自由の維持と促進へと向う。(つまり) …最適の競争強度の市場に参入しようとする者は競争者の数を増やすことによってこの最適の競争機能を減殺することになる。したがって彼を市場から排除することは望ましくない」とあり、参入阻止的措置や慣行が許されるべきであると云う。(Biedenkopf, Kurt, *Wettbewerbspolitik zwischen Freiheitsidee und Pragmatismus*, *WuW*, 1968, S.3 (10/11)).
- (27) カンペンハットをディレンマ・テーゼ (Dilemma-These) と呼ぶのは (Hoppmann, a. a. O., S.291) カンペンハット・ホップマンに代表されるところの「競争政策の目的に關するこの二つの異なる考え方に『それぞれは Instrumentalist (手段論者) である Institutional (制度論者) 』と云う呼び名を与えることがある (Schlecht, Otto, *Wettbewerb als ständige Aufgabe*, Tübingen, 1975, S.12)。『いづつに言々と』右のシムレヒト (政府の役人) によれば、連邦政府の競争政策は両目標のどちらか一方に片寄ると云うのではなく、共に考慮に入れ必ずその折衷に努めてきたと云われる (Schlecht, a. a. O., S.13)。
- (28) 「市場システムにおける競争を『発見の過程 (Entdeckungsverfahren)』と云ふべき追求——(Such-) 教示——(Informations-) 学習の過程 (Lernprozess) と云ふべきである……」(Hoppmann, E., *Volkswirtschaftliche und wirtschaftspolitische Bedeutung des Kartell- und Monopolrechts*, in: Hoppmann/Messnacker, *Normenzwecke und Systemfunktionen im Recht der Wettbewerbsbeschränkungen*, Tübingen, 1974, S. 5 (10))。
- (29) Hoppmann, a. a. O., S.10—11. 彼の云う「システム理論のあるいは社会理論的立場」である。この立場によればカルテル法・独占法は「規範的・機能的」に作用することになり (S.13)、『その性格は「法規法 (Rechtsgesetz)」(実質的な価値の実現に仕える法) 的なものである (S. 15)。
- (30) Hoppmann, a. a. O., S.13. 彼の分類に従えばこれは「新古典的—モデル理論的立場」である。そこでのカルテル法・独占法は「措置法 (Maßnahmegesetz)」(特定の目的の達成に仕える法) としての性格を帯びる。なお菊川「カンペンハット」二二八頁。
- (31) 一九六五年に *Columbia Law Review* 誌上でボーク／バウマンとブレイク／ジョーンズとの間で行なわれた反トラスト政策の目的をめぐる有名な論争。土井紀夫「反トラストの目標をめぐって」(1)(2) 鹿兒島経大論集二二卷三号一—二二頁、四号一—二二頁参照。

四 まとめ

「覚え書き」の示した競争政策の指導像は、その経済的機能（とくに技術的進歩・経済成長の達成）を最適のかたちで果たす競争（機能的競争・有効競争）を理想とし、かかる機能的競争・有効競争を実現する方向へと競争政策を展開する、というものであった。それにより競争政策は経済目的達成のための手段としても投入されることになる。そしてまさにこの点に競争制限禁止法の成立を支えた新自由主義の競争政策観との相違が認められた。このことは、「覚え書き」が作成された経緯からも明らかのように、経済成長や不況等の様々な問題の前に立たされていた当時の西ドイツの経済状況と決して無関係ではない。

ところで「覚え書き」のこの競争政策は実際には、有効競争が期待されるべき一定の市場構造の形成を志向し、政策上とられるべき具体的措置およびそれにもとづく法改正の提案の段階では——本稿の考察の対象であるカルテル規制に關して言えば——中小企業の協業促進のための適用除外につながっている。このことは「覚え書き」の見逃してはならない特徴である。しかし協業の促進は従来から行なわれており、したがって、「覚え書き」の右の提案はそれまでの実務の確認という性格が強い。このように「機能的競争・有効競争」の観念は一方では現状肯定的側面を有している。それは「覚え書き」の作成者が競争政策の実務には直接関与しない連邦経済省であったことも一つの理由であろう。

しかし、後にも触れるように、産業の集中が進行し寡占市場の問題が表面化すると、中小企業の協業の促進という方法による「機能的競争・有効競争」の維持という主張はもはや通用しなくなる。このような場合にはむしろ第一条を積極的に運用することによりカルテル規制を強化しなければ「機能的競争・有効競争」は望めないであろう。そのためには第二章で確認したような私法的な接近方法からの脱却も必要となってくる。この点については、「覚え書き」は特に何も述べていないが、結論の部分で対象説の放棄を示唆している（本節二、参照）ことからある程度推察することが

以上述べたことはまさに、実務を任されているカルテル庁に課題としてかかってくるのである。連邦カルテル庁も後期においては、その年次報告書のなかで、景気政策の必要性やそれと競争政策との関係を論じ、また「有効競争」の実現の可能性を追求するようになる。⁽³⁾そして実際にも、「機能的競争・有効競争」の観念が、他方において、法の規制の強化をもたらす側面をも有していることを以下の考察のなかから知ることができようであろう。

(1) たとえば、政府の「全体経済の発展の鑑定のための専門家委員会 (Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung)」(第一節二、参照)が一九七一年に連邦議会に提出した年次勧告 (Drucksache W/2847) のなかでは、競争を「目的として(選択の自由)だけではなく、経済政策の手段として(全体経済的な目的達成のための道具としての競争)も理解するような「一貫した競争政策」を追求すべきことが主張されている (S. 123ff.)。連邦カルテル庁も同年の年次報告書 (Drucksache W/3570) にその主張を支持している (S.10/11)。

(2) Schmidt, Ingo, Neue Entwicklungen in der Wettbewerbstheorie unter Berücksichtigung wachstumpolitischer Zielsetzungen, *WzW*, 1966, S.699 はすでに一九六六年に「カンツェンハッフの機能的競争を競争政策のレヴェルで実行する場合の問題点を論じ、結論として、機能的競争の保護の要請に応えるためには対象説や民法的なカルテル契約概念の理解から離れることが必要であると述べている (S.730/731)。

(3) 競争原理のみでは価格安定、完全雇用、安定した経済成長のような全体経済上の諸問題を解決することはできないという認識に連邦カルテル庁は至っている(一九七一年の年次報告書、Drucksache W/3570, S. 11)。しかし競争政策も右のような目的に仕えることもあり、それは有効競争の維持と保障が投資や革新のための新たなインセンティブをつくり出す場合であると述べている(同 S. 11)。

《Summaries of Contents》

Wandlungen des Kartellverbots in der BRD (3)

Tateo WADA*

Einleitung

I. GWB und seine ursprüngliche Konzeption (Bd. 31-Heft 2)

II. Entwicklung des Kartellverbots unter den Bedingungen der sozialen Marktwirtschaft (Bd. 32-Heft 1)

III. Wandel der Wettbewerbspolitik

1. Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft

2. Neues Leitbild der Wettbewerbspolitik (Bd. 32-Heft 2)

3. Kartellverbot in dem zweiten Zeitraum

IV. Verbot des aufeinander abgestimmten Verhaltens

Zusammenfassung

In diesem Kapitel versucht der Verfasser den wirtschaftlichen Hintergrund, der ein Wandel der deutschen Wettbewerbspolitik und damit der kartellrechtlichen Praxis in dem zweiten Zeitraum (1967~) bewirkt hat.

Mit der Beendung der Kriege und dem allmählichen Übergang vonder Kreigs- zur Friedenswirtschaft war die Hauptaufgabe der Wirtschaftspolitik zunächst auf die Herbeiführung einer möglichst hohen Beschäftigung und eines raschen Wirtschaftswachstums gerichtet. Die deutsche Wirtschaftspolitik hat diesen Zielen besonders seit der Währungsreform in 1948 in hohem Maße gerecht geworden. Und in der Phase des Wiederaufbaus und den Jahren kräftiger wirtschaftlicher Expansion stand die BRD nicht vor dem Problem der Krise oder Depression.

* a. o. Professor an der Handelshochschule OTARU

Erst mit der Ausschöpfung der bundesdeutschen Arbeitskraftreserven und der Überbeanspruchung des heimischen Produktionspotentials wurde dann klar, daß einer weiteren wirtschaftlichen Expansion natürliche Grenzen gesetzt waren. Bereits hatte man erkannt, daß mit dem vorhandenen Instrumentarium die neuen wirtschaftlichen Probleme (hohes Preisniveau, konjunkturelle Überhitzung usw.) nicht genug gelöst werden könnten. Und das hat auf den Gedanken gebracht, daß soziale Marktwirtschaft mit der weitgehenden Prozeßpolitik ergänzt werden soll (*Globalsteuerung*) und daß nur so eine gleichgewichtige Entwicklung der Volkswirtschaft und damit das marktwirtschaftliche System auf die Dauer gesichert werden kann.

Wegen offensichtlichen Mangels an der Koordination unter Wirtschaftspolitik und Finanzpolitik, Kreditpolitik hat das Kabinett in 1964 den Bundeswirtschaftsminister und den Bundesfinanzminister damit beauftragt, gesetzliche Maßnahmen zur Beeinflussung der konjunkturellen Entwicklung vorzubereiten. Anfang Juli 1966 beschloß die damalige CDU/CSU-FDP-Regierung den Entwurf eines Gesetzes zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität. Nach erheblicher Erweiterung des ursprünglichen konjunkturpolitischen Instrumentariums unter der Leitung der Großen Koalition ist der Entwurf am 10. 5. 1967 vom Bundestag als *Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft* (Stab-G) verabschiedet worden.

§1 dieses Gesetzes erklärt: wirtschafts- und finanzpolitischen Maßnahmen sind so zu treffen, daß sie im Rahmen der marktwirtschaftlichen Ordnung gleichzeitig zur Stabilität des Preisniveaus, zu einem hohen Beschäftigungsgrad und außenwirtschaftlichen Gleichgewicht bei stetigem und angemessenem Wirtschaftswachstum beitragen. Und in folgenden Paragraphen sind systematische konjunktur- und wachstumspolitische Instrumentarien vorgesehen. So kann man mit K. SCHILLER dieses Gesetz als *Grundgesetz moderner Prozeßpolitik* charakterisieren. Hierdurch ist die bundesdeutsche Wirtschaftspolitik von der nach einer neoliberalistischen Ordnungspolitik orientierten in die neue, also nach der Globalsteuerung suchende Phase eingetreten.

Die veränderte Lage in der Wirtschaftspolitik hat ihren

Niederschlag auch in der Wettbewerbspolitik gefunden. So zur gleichen Zeit auch auf dem Gebiet der Wettbewerbspolitik ist der Wunsch aufgetreten, Erkenntnisse aus der Praxis mit dem GWB und veränderte äußere Umstände, die sich insbesondere aus der europäischen wirtschaftlichen Integration ergeben hatten, in die wettbewerbspolitische Konzeption einzuarbeiten. In 1968 hat die *Arbeitsgruppe Wettbewerbspolitik* im Bundeswirtschaftsministerium das Ergebnis der Diskussion über das wettbewerbspolitische Leitbild verkündet. Und auf der Basis dieses Leitbildes ist der Entwurf einer 2. Novelle zum GWB von BWM ausgearbeitet worden.

Nach diesem Leitbild soll die Wettbewerbspolitik dahin entwickelt und ausgeprägt werden, daß die dynamischen, den Fortschritt und das Wachstum fördernden Funktionen des Wettbewerbs in den Vordergrund gestellt werden (*funktionsfähiger, wirksamer Wettbewerbs*). Hier ist die Instrumentalisierung des Wettbewerbs und daher ein bemerkenswerter Wandel neoliberalistischer wettbewerbspolitischer Konzeption (*neues Leitbild der Wettbewerbspolitik*) feststellbar.

(Fortsetzung folgt)